

仙台市生産性向上・賃金引上げ応援金交付申請兼実績報告書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者	郵便番号	〒	—
	住所 <small>(法人:本店所在地) (個人:住民登録地)</small>		
	フリガナ		
	名称 <small>(法人:法人名) (個人:屋号)</small>		
	代表者役職		
	フリガナ		
代表者氏名			印
(代理申請の場合) 受任者	住所		
	氏名(名称)		

仙台市補助金等交付規則第3条第1項及び仙台市生産性向上・賃金引上げ応援金事業交付要綱第8条の規定により、応援金の交付を申請します。

記

1 申請者の基本情報

どちらか選択	<input type="checkbox"/> 法人	<input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> その他法人()	
	法人番号		
<input type="checkbox"/> 個人	事業所所在地	<input type="checkbox"/> 住民登録地に同じ(異なる場合は以下へご記入ください) 仙台市 区	
業種*	大分類	中分類	
担当者 (日中連絡が 取れる方)	<input type="checkbox"/> 代表者に同じ <small>※異なる場合は 右欄へご記入 ください。</small>	役職	
		フリガナ	
		氏名	
	電話番号		
	携帯電話		
	メールアドレス		

※ 業種は、業務改善助成金実績報告時の事業実施結果報告に記載した業種を記入願います。

※ 2ページも含め、すべての項目を漏れなくご記入ください。

2 申請情報

国庫補助金精算書記載の『対象経費支出済額』※ ¹	円
業務改善助成金交付額確定及び支給決定通知書記載の『支給決定額（交付決定額）』※ ²	円
請求金額※ ³ （一事業者あたり上限60万円）	円

- ※1 労働局へ提出した業務改善助成金事業実績報告書の別紙1国庫補助金精算書の『対象経費支出済額D』を転記してください。
- ※2 業務改善助成金の交付額確定及び支給決定通知書記載の『支給決定額（交付決定額）』を転記してください。
- ※3 国庫補助金精算書記載の『対象経費支出済額D』の10分の1の金額（1円未満は切り捨て）または60万円（支給上限額）のいずれか低い金額をご記載ください。

3 市税納付状況確認

私（法人（団体）含む）の仙台市市税納付状況（税目・税額・申告の有無等）を経済局中小企業支援課が税務担当課に照会することに	
同意します	同意しません
生年月日（ T・S・H 年 月 日）	
※該当するものを○で囲んでください。同意する場合は、納付状況の確認に際し、申請者を特定するために必要な情報となる「生年月日」（個人に限ります。）の記入をお願いします。	

同意されない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所税証明担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」（申請日前30日以内に交付を受けたものに限ります。）を添付して申請してください（1通300円の手数料が必要です。）。

【「市税の滞納がないことの証明書」の交付にあたって】

市税を10日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際は、領収書や通帳等納付した事実がわかる書類をお持ちください（法人市民税・事業所税の場合は申告書の控えもお持ちください。）。

4 誓約事項（項目1～6をご確認のうえ、チェックをお願いします。）

チェック欄 <input type="checkbox"/>	私は、仙台市生産性向上・賃金引上げ応援金の交付申請に関して、下記のとおり誓約します。
1	応援金の申請に関し、全ての申請要件を満たしています。
2	業務改善助成金の同一の支給決定に関連した、応援金と同様の補助金等の交付を他の地方公共団体から受けていません。
3	仙台市補助金等交付規則及び仙台市生産性向上・賃金引上げ応援金事業交付要綱の内容に従うことについて同意します。
4	虚偽その他不正の手段により応援金の交付決定又は交付を受けたことが判明した場合は、仙台市生産性向上・賃金引上げ応援金事業交付要綱第12条の規定により、交付決定の取消や応援金の返還等に応じるとともに、仙台市補助金等交付規則第18条第1項による加算金の支払に応じます。また、納付日までに応援金を返還しなかった場合、その未納額につき仙台市補助金等交付規則第18条第2項による遅延損害金を納付することに応じます。
5	仙台市から報告・立入検査等の求めがあった場合は、これに応じます。
6	仙台市生産性向上・賃金引上げ応援金事業交付要綱第3条第4号の規定に基づき、代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。